17	34° 40′ 28.2671″	138° 50′ 18.9237″
18	34° 40′ 27.8671″	138° 50′ 18.6911″
19	34° 40′ 27.3566″	138° 50′ 18.5630″
20	34° 40′ 26.7141″	138° 50′ 18.7672″
21	34° 40′ 26.1926″	138° 50′ 18.6283″
22	34° 40′ 25.9936″	138° 50′ 18.2122″
23	34° 40′ 26.0511″	138° 50′ 17.7379″
24	34° 40′ 25.9744″	138° 50′ 17.4608″
25	34° 40′ 25.7141″	138° 50′ 17.0160″
26	34° 40′ 25.8848″	138° 50′ 16.7792″
27	34° 40′ 26.1972″	138° 50′ 17.0311″
28	34° 40′ 26.4039″	138° 50′ 17.3591″
29	34° 40′ 26.4770″	138° 50′ 17.8685″
30	34° 40′ 26.4366″	138° 50′ 18.1673″
31	34° 40′ 26.4915″	138° 50′ 18.3112″
32	34° 40′ 26.6663″	138° 50′ 18.3302″
33	34° 40′ 27.0222″	138° 50′ 18.2738″
34	34° 40′ 27.3374″	138° 50′ 18.2023″
35	34° 40′ 27.6390″	138° 50′ 18.2046″
36	34° 40′ 28.2612″	138° 50′ 18.3799″
37	34° 40′ 28.7647″	138° 50′ 18.7147″

○国土交通省告示第千三百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年十一月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

咲花沢

二　砂防法第二条の土地の表示

平成十年建設省告示第七百六十六号で指定した同号六に掲げる土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、一点と三点及び二点と四点を平成十年建設省告示第七百六十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線並びに三点と四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 42′ 31.6510″	137° 50′ 00.7524″
2	36° 42′ 32.0160″	137° 50′ 00.6358″
3	36° 42′ 26.0277″	137° 50′ 05.7193″
4	36° 42′ 25.6658″	137° 50′ 06.6951″

○国土交通省告示第千三百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

咲花沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県北安曇郡白馬村大字北城の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第三千九百三十六号で指定した同号一三に掲げる土地の区域及び平成十年建設省告示第七百六十六号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36° 42′ 26.5797″	137° 50′ 05.7054″
2	36° 42′ 27.4849″	137° 50′ 03.2620″
3	36° 42′ 28.8619″	137° 50′ 02.6801″
4	36° 42′ 30.1857″	137° 50′ 01.8218″
5	36° 42′ 30.4565″	137° 50′ 01.1790″
6	36° 42′ 31.7814″	137° 50′ 00.1835″
7	36° 42′ 31.6514″	137° 50′ 00.5469″
8	36° 42′ 31.6510″	137° 50′ 00.7524″
9	36° 42′ 30.7019″	137° 50′ 01.4655″
10	36° 42′ 30.4261″	137° 50′ 02.1205″
11	36° 42′ 28.9900″	137° 50′ 03.0516″
12	36° 42′ 27.7107″	137° 50′ 03.5922″
13	36° 42′ 26.9748″	137° 50′ 05.2605″

国会事項

衆議院

質問書提出

十月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

令和八年熊本地震における自衛隊の災害派遣の撤収手続等に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

令和八年熊本地震における米軍による災害支援の要請手続等に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

東芝の会計処理に係る判決と課徴金納付命令の整合性等に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

信用保証協会の役員人事における地方公共団体出身者の長期固定化及び政府の是正措置に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

報告書受領

十月二十九日倉田国立国会図書館長から森議長宛、令和七年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

議事日程

十月三十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

令和八年十月三十日（金曜日）

午後一時開議

第一　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

第九　地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　警察官職務執行法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

報告書受領

十月二十九日国立国会図書館長から、国立国会図書館法第六条の規定による令和七年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。

人事異動

人事院

（人材局企画官）　松浦　正樹

人材局参事官に昇任させる

（公平審査局次席審理官（首席審理官付））　内田　陽介

公平審査局首席審理官に昇任させる（以上十一月一日）

復興庁

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　湯本　啓市

復興事務官（統括官）に転任させる

（統括官）復興事務官　新居　泰人

経済産業省に出向させる（以上十月二十七日）

法務省

（神戸地方検察庁検事）検事　森　綾香

辞職を承認する（十月二十八日）

最高裁判所

○定年退官

最高裁判所判事三浦守は十月二十二日限り定年退官